

# 厚生常任委員会会議録

平成15年9月17日午前9時00分から第一会議室で開かれた。

## 1. 出席委員

◎木田 守彦           ○中西 和夫           西谷 剛周  
森河 昌之           里川 宜志子

## 2. 理事者出席者

町 長	小城 利重	助 役	芳村 是
収 入 役	中野 秀樹	総 務 部 長	植村 哲男
住民生活部長	中井 克巳	福 祉 課 長	野崎 一也
同 課 長 補 佐	寺田 良信	同 課 長 補 佐	西梶 浩司
健康推進課長	西田 哲也	同 課 長 補 佐	植村 俊彦
環境対策課長	清水 孝悦	同 課 長 補 佐	乾 善亮
同 課 長 補 佐	栗本 公生	住 民 課 長	西谷 桂子
同 係 長	清水 昭雄		

## 3. 会議の書記

議会事務局長 浦口 隆           同 係 長 猪川 恭弘

## 4. 審査事項

別紙の通り

委員長 開会 （午前9時00分）  
署名委員 中西委員、西谷委員

委員長 おはようございます。  
全委員出席されておりますのでただいまより、厚生常任委員会を開会いたします。

それでは、本日の会議を開きます。  
始めに町長の挨拶をお受けいたします。町長

（ 町長挨拶 ）

委員長 まず最初に本委員会の会議録署名委員を私より指名いたします。  
署名委員に、中西委員、西谷委員のお二人を指名いたします。  
本日予定しております審査案件は、お手元に配布しておりますとおりでございます。

初めに、9月議会付託議案についてであります。（1）議案第37号、斑鳩町保育の実施に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。理事者の説明を求めます。福祉課長。

（ 議案書朗読、要旨朗読に説明 ）

委員長 説明が終了しましたので、質疑をお受けいたします。

里川委員 この議案第37号に関わっては、前回の委員会でも私自身の意見を述べさせていただいておりますので、直接的には構わないんですけども、ただ、昨日の市町村合併特別委員会の方で七町比較の資料が提出された時に、保育料に関しましては、一番七町の差が大きく出た問題だなという事を強く感じたものですから、少し保育料に関して、合併問題の中ですり合わせ、というのかそういう話がなんぼか進んできているのか、そしてまたすり合わせをする中では、見通し、どうい

う状況になるのかというのが非常に気になったものですから、保育料に関するところなので、ちょっとお尋ねをしておきたいなと思います。

総務部長　そういった事は今十分調査段階でございまして、すり合わせという段階まではいっておりません。今後そういう関係で担当者の方でいろいろ考えていただいた中で、幹事会でも素案をまとめまして、協議会へ提出させていただくというような方向で、よろしくをお願いします。

里川委員　分かりました。そしたらその状況というのは、私たちがきちっと見ていきたいと思います。以上です。

委員長　これをもって質疑を終結いたします。  
お諮りいたします。本件については当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長　異議なしと認めます。よって議案第37号については当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

続いて、(2) 議案第41号、平成15年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)についてを議題といたします。理事者の説明を求めます。健康推進課長。

( 議案書朗読、予算書にて説明 )

委員長　説明が終了しましたので、質疑をお受けいたします。

里川委員　国民健康保険の会計年度のくくりが、月が変わったんですけれども、その事による会計的な事務の中で、何か影響というのか、変わった事というのはあったのかどうかという事を聞きたいと思います。

健康推進課長 事務的には今までの4月から3月ベース。今回3月から2月ベースという事で、初年度で11ヶ月分という事の中で、事務的にはほとんど影響ございません。

委員長 これをもって質疑を終結いたします。  
お諮りいたします。本件については当委員会として原案どおり承認することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長 異議なしと認めます。よって議案第41号については当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

続いて、(3)議案第42号、平成15年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)について)を議題といたします。理事者の説明を求めます。福祉課長。

( 議案書朗読、予算書にて説明 )

委員長 説明が終了しましたので、質疑をお受けいたします。

里川委員 15年度の会計だったと思うんですけど、ケアマネージャーのリーダーを養成する研修というのか、そういう項目があったと思うんですが、この事につきまして15年度に入ってしばらく経ちますので、どのような動き、斑鳩町としてはどうなのか、7町の中ではどうなのかというところ、その件につきましてお尋ねをしておきたいと思います。

福祉課長 ケアマネージャーのリーダーの研修でございますけれども、15年度の予算の中で、15年度どのように反映されているかという事ですけども、15年度については今のところ研修の予定はございません。

ですけれども、ケアマネジメントリーダーとの活動促進事業という事で、当町のケアマネが該当するわけがございますけれども、ケアマネの地域におけます支援態勢というんですか、そういう事の強化を図るという意味では、地域の実情に応じました介護保険とか、内外に渡りますケア体制の構築等によりまして、ケアマネジメントの質の向上を目指して現在も取組んでいるという事で、ケアマネのケア会議の充実も今のところ図っていきたいなと思っているところです。

里川委員 確か、予算か何かの時に私がこの件についてお尋ねした経過があると思うんですけどね、それでケアマネージャーリーダーが地域ケア会議なんかにも参加して7町全体をリードするような形のケアマネージャーの養成みたいな事も、構想の中にあるような、私は印象を受けてたんですけども、やっぱり介護保険に関しましては7町の中でも斑鳩町が本当にしっかりと事務レベルでも勉強していただいて、ずっとイニシアティブをとって頑張ってきていただいているという経過があるという事を、私も高く評価してますし認識ももってますけれども、このケアマネージャーリーダーに関しましては、斑鳩町が積極的に取り組んでいただきたいな、と。15年度始まって今の段階でもちょっとまだ手がついていないというような状況であるという事は非常に残念なんですけれども、今後このリーダー養成に関しましてもさらに研究をしていただきまして、力を入れていただきたいなという事を要望しておきます。

森河委員 お尋ねしておきたいのは、現在介護保険料の徴収やっていますわな、これの滞納は現時点でどのくらいになっているのか。

福祉課長 14年度で申し上げますと、現年度分で未集額が332万6600円という事で集納率につきましては、98.31%という事でございます。

森河委員

何でこういう事を聞くかと言いますとね、介護保険料の徴収をやって、まだ2年余り。それにこれだけの滞納が出てくるという事、今後国保に対する滞納が出てくるのではないかという懸念をもつて訳です。何事も処置が大事だという事を原点においてもらって、やってもらわない事には、このままの状態になってきて、また貯まってくる、どないもできないような状態になってくる、という事があるゆえに、私が今も言うように、徴収始まって2年余りの間に、今は頑張って滞納をなくすという事を原点においてもらってね、やってもらえないかなという事を申し上げたいな、と。今も言うように、補正組めればいい、これは国に基づいてやっているけれども、今後やっぱり我々自体も正直者がばかをみるというような傾向には、若干の耳に入る傾向をもっているのです。制度というものを利用してもらう場合には、制度には必ず。その点そういう滞納には、今課長が簡単に答弁終わったけれども、今後これに対して、どういう取り組みをしていくのかという、取り組み方法を一遍聞かせてほしい。

住民生活  
部長

森河委員もご指摘のように確かにその保険制度に則って、皆さんに個人負担をしていただくような状況になっております。現在、課長の方からお答えをさせてもらったような対応になっておるわけでございますけれども、まだ委員もおっしゃってらっしゃる様に、制度が発足して日も、そう年数も経っておらないような状況の中で、まずこの保険者の方には制度的な事をもっとご理解をいただきたいという事で対応をさせていただいております。それから後理解していただく中で、督促状を出すのではなく、まず電話でそういう事をお願いも申し上げている所の状況で、今後につきましてはそういうような、ご指摘をいただいているように、皆さんに応分の負担をしていただいておりますので、公平に応分の負担割合でもらっている中で、滞納が出てくるというような状況にならないような徴収をしていかなければならないのではないかと考えております。その方法としましては、督促状の送付だけではなく、他の税でやっておりますような徴収で、

担当課といたしましても、個別にそういう徴収で回らせていただく事も考えているという事でご理解いただきたいと思います。

森河委員　なぜ、こういう事を申し上げるかと言いますと、国保との違いがありますね、いとも簡単に98.37という徴収やってるという。パーセンテージとしては大きいけれど、金額にしたら200何万というのは、これは大きいような感じがするよ。そういうことで先ほど部長の答弁をもらったように、今後、国保の短期の保険証出すとかそういうのはなしに、特に制度の違いがあるという事を踏まえていただいて、ほんとにがんばっていただいて、これ以上・・・にご迷惑をかけないような方法をとっていただきたいと思いますという事をお願いしておきたいという事です。以上です。

委員長　これをもって質疑を終結いたします。  
お諮りいたします。本件については当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長　異議なしと認めます。よって議案第42号については当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。続いて、(4)議案第44号、地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する規約の変更についてを議題と致します。理事者の説明を求めます。

( 議案書朗読、要旨にて説明 )

委員長　説明が終わりましたので、質疑をお受け致します。

里川委員　旧の状態で、同一世帯の方が実際にこれまで利用があったのかどうかという事を確認させていただきたいと思います。

住民課長 郵便局における取扱いに関しましては、外国人登録の原票の記載に関するものが1件もございませんでした。

里川委員 それをお聞きしてちょっと安心いたしました。一旦、こういう形でできるというものを、今度はできないという事に変えるという事につきましては、やはりそういう利用がもし現実にあった場合に、そういった方々、戸惑われると思いますので、その事については気をつけていただけたらと思っております。外国人の方たちにも旧の形でご承知をしていただいているのであれば、この変更になった事につきまして、また何らかの方法で、分かりやすく表示をしてあげていただけたらなという事を希望いたします。

委員長 これをもって質疑を終結いたします。  
議案第44号について、本件については当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長 異議なしと認めます。よって議案第44号については当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。続いて、(5)陳情第5号、「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」の「現に子がないこと」要件の削除などに関する意見書提出に係る陳情書、(6)陳情第6号、法律などで性別の記載を義務付けている文書の性別記載の必要性の見直しと削除を求める意見書提出に係る陳情書、(7)町の公的文書中の不要な性別の記載の削除などを求める陳情書の3議案について、内容等関連をいたしておりますので3議案を一括で議題といたしたいが、ご異議ありませんか。

( 異議なし )



委員長 異議なしと認めます。よって陳情第5号、陳情第6号、陳情第7号の3議案を一括議題といたします。本件については法律改正等の議会としての意見書提出を求めるもの2件と、町の公的文書に係る性別記載削除に係るもの1件の提出がされており、当委員会としてどう取扱いをしていくか、また審議の進め方等について委員の皆さんよりご意見を賜りたいと思います。

委員長 暫時休憩します。

( 午前9時32分 )

( 午前9時59分 )

委員長 再開いたします。  
これについて何かご意見、質疑ありますか。

西谷委員 実際に対応についてもなかなか委員全てがある程度理解する必要もあるし、実際こういう陳情書が出て、改正になった時に果たして行政として、今考えられる点で結構ですので、どういう支障があるのかお聞かせ願いたいと思います。

住民生活  
部長 これを出される結果というのは、法律が通っておりまして、7月10日に成立になっております。1年後に交付だったと思うんですけど、それから後で施行される。3年間の間でこういう問題点等の、あれば見直しをしていくという事で、法律の中では謳われております。今の状態のままで施行されていくとなったとしても、行政としては性別自体が変更されるだけでありますので、その人の性別を変更するだけの事ですから、行政としてはなんら、問題ないのではないかなと思っています。

西谷委員 性別が変更されるだけやという事については、そしたら今、いろんな申請書なんかで性別の項目を設けてますが、それは別に町としてはこういう趣旨に則って別に性別を削除しても、それについては何ら支障はないという考え方なんですか。

住民生活 それらにつきましては、法的に性別の記載が明記されている分については、当然削除していくという事にはなり得ないと思います。ただ、町の単独で発行する、もしくは手続き上の許可申請等の所で性別等が記載をしていただくようになっているものにつきましては、それらにつきましては、削除しても何ら問題ないと思うんですけれども、それはどれだけの項目があるかという事も把握できておらない状況の中です。ありますので、今委員からもありますように、町としても調査をさせていただいて、どういう所で削除しても問題はないかどうかということも、研究させていただいたらな、とこのように思っています。

里川委員 今部長の答弁の中にありました、7月10日に成立したわけですがけれども、その後何か通達とか、国の関係の方からはおりてきてるのかどうかという事をまずお聞きしたいと思います。

住民生活 全体的にはそういう形のものはないんですけれども、住民課の方で、戸籍の関係上の事につきまして文書等が来ておりますので、西谷課長の方からご答弁させていただきます。

住民課長 15年7月28日に奈良地方法務局戸籍課長名で性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律の公布についてという文書がきております。この法に関しましては、手続きに関しましては、家庭裁判所の書記官が嘱託により戸籍の父・母（養父母を含む）との続柄の記載を変更する事となりましたという事で、これはこの法律が公布の日から起算いたしまして1年を経過した日、平成16年7月16日からなるんですけれども、施行されますよという事での文書はいただいております。

ります。この概要につきましては、今後、また参考のお送りいたしますという事での文書をいただいております。ですので、実際まだ手続き的な部分も細かい所は全く分かりませんので、お応えしにくいんですけれども、住民課といたしましては今現在、住民票等申請を受ける場合に申請書を書いていただいておりますけれども、住民票申請の所には、男女の別はございません。印鑑登録に関しましては、男女を書いていただくようにしております。住民基本台帳の方で住民票を取る時の申請に対しては男女を書かなくてもいいとなっておりますので、記載は省略させていただいております。実際、男女を書いてなくても、やはりこれは本人を特定するものですので、本人確認という事で、おかしいな、窓口こられた方と違うのではないかな、という事であればどうしてもご本人さんに問い合わせをしているという状況なんです。

里川委員 分かりました。国で決まった後どのような動きが行政側に対してあったのかという事も気になっておりましたので、お尋ねをさせていただいたんですが。それと先の質問者もおっしゃって、部長も答弁されてたと思うんですが、この陳情文書を読ませていただきますと、法律的に男女の区別をする定めのあるものとなないものがあると。それとなないものについては、地方自治体で早急に削除をしていくよう、求めておられるわけです。それと法律で義務付けられている、男女の区別をきちっと書く、という事が法律で決まっているものについても変更可能なものについては、こういう団体の方たちも国に対して申し入れをしていかれるだろうという風に思っているんですね、そういう点で私たちも勉強不足なんですけれども、斑鳩町でですね、法律で規定されてないもので男女の区別を書く。今、西谷課長の答弁の中では若干申請に関しての事とかご説明いただきましたけれども、その事については私も非常に気になっている部分ですので、これからちょっと私もその事については調査をしたいな、という風には思っておったんですけれども。その整理についてはだいぶ時間がかかるのかなという気もするんですけれども、この陳情を実際町も、7号については、町の方

へも提出をされたんだらうとは思いますが、その問題についてとプラス、趣旨のところは何点か挙げられてると思うんですけど、国保の保険証の件であるとか、教育現場での性的少数者に対しての教育の充実とか、ここに列挙されてるんですけども、この点については行政側としてはこの厚生委員会が開かれるまでに、何か協議の方はしていただいたのかどうかというのが、ちょっと気になっているところなんです。この辺については、我々も希望しても行政側の方の状態ですね、しようという意欲とかそういうのは別に、行政側の考え方であるとか、これまでの流れとかそういうものにも大きな影響があるかなという風に、これを読ませていただいて感じ取りましたので、この陳情書を受けて一定のご協議をされたのかどうか、されたのであればその内容についてもお知らせをしていただけたら、という風に思うんですが。

総務部長 この陳情につきましても、町の方にも同様の文書をいただいております。受付後、関係課にお渡しいたしております、もちろん最後に書いてあります、教育の関係については教育委員会の方に渡しております。いろいろと状況を調べておられるとは聞いております。そういった中で、1点目、2点目に付きましては、基本的には中井部長の方から答弁させていただいたとおりでございまして、町独自で、法律以外で定められていることについては、どのようなものがあるか、ひとつひとつ慎重に、取っても差し支えないのか、そういったことを検討しながら、やっていかなければならないと、そういった中で進めていきたいと、町としては現在そういった考え方でおります。

里川委員 他の分野につきましては、まだ十分に検討中ということで、十分に総務部長の方でも把握をされていないというようなご答弁だったと思うんですが、これにつきましても、陳情者がおっしゃられるように、是非ともこの趣旨は受け止めて、町の方も十分に検討していただけたらということを感じています。ここにも書かれていますように、東京

都の小金井市や鳥取市ではもうそれが進んでおるといこともいわれておりますし、いろいろな所でこの問題が、最近特に表に出てきて、いろいろ考えなければならないという時期にきているというふうに、私は認識をしているわけなんです。これまで水面下にあったものが、一気に出てきた。そして法律が出来た事によって、更にいろいろ動きが出てきている。そんな中でも、法律出来て、1年後に施行して、施行後3年を目処に見直すということの中でも、関係者からのいろんな声もあるということと、社会的な環境の変化もきちっと見ていこうということで、3年後には見直しをしようというようなことが決定されたというふうに思っているんですけど。その意味でも、是非ともこの陳情者の方々がおっしゃられるように、陳情されているこういった団体の方々のいろんな思い、要望については、きちっと検討すべき場所で検討していく必要があるという認識に立たしていただいているということで、私はこの陳情書を受け止めたいなと、考えているところなんです。委員会の方で、委員皆様のご意見もいろいろあるだろうと思いますし、私としてはこの問題について法律も出来ましたし、いろいろ見ていきまして、ただ、要件がこの方たちおっしゃられているように、要件が非常に厳しいという事も言われてるんですけど。ただ、はっきり私分らないんで、担当の方がどう掴んでおられるのか、お聞きしたいのが、陳情7号の中にも書いてありますけれども、この方達、現に子がないことというのは、本人の責任だけでない場合もあるということで、言われてるんですけど、その次の要件の4、生殖腺がないこと又は生殖腺の機能を永続的に欠く状態にあること、というところにも、触れておられると思うんですけど。このことについては、どうも私理解がしにくい、このことを陳情者が言っはることに、なかなか私も理解しにくいところがあるんですけど、これについて担当の方の見解というんですか。3番目の現に子がないことというのは、よく、こちらも陳情者の意向が読み取れるんですけど、4点目については、ちょっと読み取りにくいと思うんですけど。担当の方がご認識あるのであれば、ちょっと教えていただきたいなあと、自

分の読み取りにくいところを申し訳ないんですが。陳情者が言うておられること。

住民生活 的を得たお答えになるかどうか分かりませんが、生殖腺というよう  
部長 な形の分の話であろうと思うんですが、生殖腺というのは生殖器と同  
意語とご理解いただけたらと思います。詳細につきましては我々も、  
そういうところにつきましては勉強不足で把握もしておりませんの  
で、勉強させていただけたらと思います。

森河委員 理事者側の先程の答弁の中で、今後も検討中ということで、我々も  
もっと先のことも知りたいし、いろんな方面見て、取り組んでいき  
たいと、もっと研究の余地があると。私としては、委員長、先程局長も  
調べてくれたとおり、近隣の何町に対しても、そういう答えが出てき  
ているので、継続のようにもって行ってもらって、有難いなと思いま  
すが。そういうふうには提案だけしておきます。

委員長 お諮りいたします。本件については当委員会として、閉会中も引き  
続き審査を要することとして、継続審査案件の取り扱いをさせていただ  
きたいと思いますが、ご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長 異議なしとみとめます。  
陳情第5号、6号、7号は当委員会として閉会中も引き続き審査を  
おこなうことといたします。  
議長におかれましては、継続審査の手続きをとっていただけるよう  
お取りはからいをお願いいたします。  
本件については、一定の審査を行い、閉会中も継続して審議をして  
いくということで終わります。

委員長 次に、継続審査案件について、（１）（仮称）総合福祉会館整備計画について議題といたします。理事者の説明を求めます。

福祉課長 継続審査案件でございます。仮称総合福祉会館整備計画について、ご報告申し上げます。前回の厚生常任委員会以後、今日までの進捗状況でございますが、建設候補地の地権者の方々に用地のご協力を、得るべく、８月２６日に第３回目の用地交渉をさせていただいたところでございます。今後も更に地権者等のご理解等を得られますよう、更に努力してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑があれば、お受け致します。

（ 質疑なし ）

委員長 これをもって質疑を終結いたします。

ここでお諮りいたします。本件については当委員会として、閉会中も引き続き審査を要することとして、継続審査案件の取り扱いをさせていただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（ 異議なし ）

委員長 異議なしとみとめます。（仮称）総合福祉会館整備計画については当委員会として、閉会中も引き続き審査を行うことといたします。

議長におかれましては、継続審査の手続きをとっていただけるようお取りはかりをお願いいたします。

本件については説明を受け、一定の審査を行ったということで終わります。

委員長 次に、各課報告事項について、（１）議案第４０号、平成１５年度

斑鳩町一般会計補正予算（第5号）についての内、当委員会所管に属するものについて、理事者の説明を求めます。

福祉課長 議案第40号、平成15年度斑鳩町一般会計補正予算（第5号）、福祉課に係ります補正予算についてご説明申し上げます。まず、補正予算書の11ページをお開き願いたいと思います。第3款民生費、第1項社会福祉費、第1目社会福祉総務費、第25節の積立金におきまして、福祉基金としてご寄付いただきました30万円を増額補正をお願いするものでございます。次に9ページにお戻り下さい。歳入でございませう。第15款寄付金、第1項寄付金、第1目寄付金、第2節民生費寄付金で指定寄付金の受入に伴います30万円の増額補正をするものでございませう。以上が福祉課所管に係ります補正予算の説明とさせていただきます。

健康推進課長 それでは健康推進課が所管しますものについて、ご説明申し上げます。12ページをお開き下さい。第4款衛生費、第1項保健衛生費でございませう。これにつきましては先程の国民健康保険事業特別会計補正予算の中でご説明申し上げましたように、国民健康保険事業の国庫補助事業として実施することとなりましたもので、老人保健事業費、健康づくり推進事業費、在宅歯科診療費の一部を減額するものでございませう。老人保健事業費につきましては、7節の賃金で1万9千円、8節の報償費で3万7千円のそれぞれ減額するものでございませう。健康づくり推進事業費では、11節の需用費で12万円の減額、在宅歯科診療費で7節の賃金5万5千円、8節の報償費で36万円、11節の需用費で6千円の減額で、総額59万7千円の減額の補正をお願いするものでございませう。以上でございませう。

委員長 説明が終わりましたので、質疑があれば、お受け致します。

（ 質疑なし ）



委員長 これをもって質疑を終結いたします。議案第40号、平成15年度斑鳩町一般会計補正予算（第5号）についての内、当委員会所管に属するものについて、当委員会として了承するという事によろしいですか。

（ 異議なし ）

委員長 異議なしと認めます。本件については、当委員会として、これを了承することといたします。

委員長 次に、（2）住民基本台帳ネットワークシステムの第2次稼働に伴う状況について報告を求めます。

住民課長 住民基本台帳ネットワークシステムの第2次稼働に伴う状況についてご報告申し上げます。住民基本台帳カードの申請でございますが、8月末現在で10件ございました。その内、写真入りが9件写真無しが1件ございました。写真入りの方に関しましては縦4.5センチ、横3.5センチの写真を持参していただいております。広域交付の発行につきましては、3件ございました。以上でございます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑があれば、お受け致します。

里川委員 今、8月末で10件ということで、ご報告いただいたんですが、その後の状況としてどうでしょうか。申し込み、結構あるのか、どうか、気になりますので。

住民課長 1日から12日までで7件ございました。申請ですので、委託しておりますので、まだ申請という段階で、ご本人さんの手元には行っておりません。

里川委員 広域交付に関しまして、結構いろんな全国的に見たときに、トラブルが若干あったと思うんです。トラブルについては斑鳩町の場合はなかったのかどうか、お聞きしておきたいと思います。

住民課長 新聞紙上ではトラブルがあったと聞いておりますが、斑鳩町の場合、3件広域交付いたしました。スムーズに交付できました。ちなみに3件は、平野区の方と広陵町の方、奈良市の方が斑鳩町で住民票を発行したということでございます。

委員長 他にございませんか。ないようですので、当委員会として了承したということになります。

委員長 次に、(3) 郵便局における証明書等の交付取扱い件数の状況について報告を求めます。

住民課長 郵便局における証明書等の交付取扱い件数の状況についてご報告申し上げます。8月分でございますが、龍田郵便局で戸籍の個人事項証明が3件、住民票の謄本が2件、住民票の抄本が5件、印鑑証明が11件、合計21件でございます。法隆寺郵便局では住民票の謄本が1件、住民票の抄本が5件、印鑑証明が1件、計7件です。斑鳩興留郵便局では、戸籍の抄本で、個人事項証明が2件、住民票の謄本が4件、住民票の抄本が8件、印鑑証明が9件、計23件、合計51件、1日平均、2.4件ということになっております。これが発行枚数で、取り扱った件数、窓口に来られた人数では、龍田郵便局は19件、法隆寺郵便局は7件、斑鳩興留郵便局は20件、合計46件であります。

委員長 説明が終わりましたので、質疑があれば、お受け致します。

( 質疑なし )

委員長 ない様ですので、当委員会として了承したということで終わります。

委員長 他に理事者の方から報告はございませんか。

( 報告なし )

委員長 以上これら各課報告事項については、説明報告を受け、了承したということで終わります。

続いて、その他について各委員からご質疑があればお受けいたします。

中西委員 昭和町の集会所の建設についてお聞きしたいのですが。この土地は鳩水園の補償として、町が買収して建設をされておりますが、道路の後退についてどのようにされているのか、お聞きしたいです。

環境対策課長 昭和町自治会集会所建設につきましては、町が用地を取得をしまして、建築関係につきましては昭和町自治会が事業主体として進めていただいております。地元におきまして、建築の設計、現場管理、関係機関への手続きに関しまして、業者委託により実施されております。その中で、建築地の北側、今議員が申されております、町道526号線につきましては建築確認申請の時では4メートルでされておりましたが、その後4メートルがないということで変更申請を済まされた経緯もございます。しかし、現実的には現道幅は3.72から3.68メートルと、4メートルに満たない状況でございます。地元建築計画では、基準法上の道路中心から、2メートルの後退は満たしておるものの、しかし今回の集会所新築計画は用地、建築とも、事業主体は異なるものの、町がその費用を支出する以上、道路整備を含めて行わなければならないとご指摘を受けたところでございます。この点につきましては、地元昭和町並びに町道管理課と協議を行いまして、現況、開渠の水路がございまして、それを暗渠にしまして、L型街渠で整備

を行うことで、町道幅を4メートル以上保つというふうに整備をすることで、終わっております。

中西委員 今の東西線についてはそれでいいと思いますが、6メートル道路との接点のところで角切りをされております。南側のところは一応2メートル角という形で角切りが取られておりますけれども、北側についてはほとんど角切りが取られていないという状況です。その点について。

環境対策課長 西側町道につきましては6メートル計画道路であり、接道道路の2メートルと2メートルの角切りを標準として指導している中で、当建築用地につきまして建物の配置により標準の寸法を採れない状況であり、角切りを施工しております。

中西委員 土地を昭和町の方に使っていただくときに、町としてその前に道路関係の整備を先に進めていってやるべきではなかったのかと思う。そして、やっておけば角切りも十分に取れたと思うんですが。今の6メートル道路部分の境界としてはどの位置になるのか。

環境対策課長 中西委員のおっしゃるとおりでございます。ただ、6メートル計画につきましては、擁壁というふうに聞いております。

中西委員 建設課の方でその6メートル道路部分の工事を施工されております。施行の内容といいますのは、U型の水路の施工をされておりますけれども、今いわれているように、道路側の擁壁のところは境界となれば、水路自体は集会所の敷地の中に入っている状態になってくると思います。今後、仮に近辺の方が、そこに排水を流す場合とか、その辺で問題が起こってくるのではないかと。道路排水等、流れ込んで、土砂等溜まっても維持管理について、どうされるのか、その辺について。

環境対策課長 あそこの水路関係については、全て民地側についておると聞いております。土砂の関係につきましては、会所を設置しておりますので、それで処置できると思います。

中西委員 維持管理は地元の方でされるということですか。

環境対策課長 通常、水路側が民地になっておる以上、地元の方が今まで美化キャンペーン等で泥上げ等されておりました。今回いたします集会所用地につきましては、町道側の暗渠ということになりますので、町が管理するというようになります。

中西委員 敷地自体は昭和町の方に帰属されますから。それも町が管理されるんですか。

委員長 暫時休憩いたします。

(午前10時32分 休憩)

(午前10時39分 再開)

委員長 再開いたします。

環境対策課長 今回の件につきましては整理させていただきまして、25日までに、ご報告させていただきます。以上です。

西谷委員 白石畑の地域の方から、補償であちこち斑鳩町なっているんだけど、白石畑については要望出しているんだけど、全然対応されていないということを聞きまして、白石畑にしたら、合併が進んでいる中で、今言っておかないと、何もしてもらえないのと違うかなという、不安の声が上がっているんですが、白石畑の要望についてどのように、町で対応されているのか、お尋ねしておきます。

町 長

白石畑の関係等について、ご要望等ございます。出来るものについては速やかにしておりますし、墓地の関係等について、崩れる中で、コンクリートやってくれというやつも全てやってみました。ただ、おっしゃっていることが、なかなか町とうまくいかないとか、相手があることですから。その辺の関係についてはなかなかならない。何も白石畑だけ、おっしゃることを全く放っているという訳ではありません。白石畑の関係については、分かれていると思うんです。まとまってこないんです。自治会長に言ったって、また、別の人がいろいろな関係があるし。なかなか整理できないという状況で、私は自治会長が毅然として、こういうことについてはこうでと、まとめる方向をですね、してもらわなかったら、なかなか白石畑はいかない。何も市町村合併あるから白石畑を放っておくということは全くございませんし。我々としては、いろいろなことについて白石畑とご相談申し上げてやっておりますし、やはりまとめてもらわないと。何でも一緒に、補償は、そこに行ったら、わしはこう言っているが、こんなものする必要がないというようなことになっていたら、出来ませんから。いつも高安に私が言うのは、みんなでまとめてもらわないと、まとめなかったら、出来ませんよと。私は敢えてそれを言いますから。白石畑もそういうことですね、まとめていただいて、町として、・・・話をするとすることは・・・。

西谷委員

町長の方で自治会としてまとまった意見で言ってくれば、対応するという事なので、そのように伝えておきたいと思います。

里川委員

数ヶ月前から農家の方から、苦情をいただいているのが、犬の糞なんです。非常に田んぼの中とか畑とかに、多く落ちているんだと、作業していて飛んできて、かなんねという話をいくつか聞いていたんです。最近、朝5時半から6時半ぐらいの間ですが、町内うろうろさせてもらっていたら、犬の散歩をされている方、大きい犬を連れてい

でも、特に男性の方でしたら、何も手に持っておられないんです。犬だけ持ってはって、何も手に持たず散歩されているという状況が凄くこの夏目につきました。狂犬病の登録の件も、今町が直接。以前はやっている時は、散歩のグッズも渡して啓発も努めておられたというふうには認識しているんですけど。今、最近そういう苦情から、現在の散歩してはる状況で、本当に手に何も持たず散歩させてはる人が数多くいらっしゃるということで、何か再度啓発に努めてもらわないといけないのと違うかなと思っているんですが。担当はどんなふうにごやっておられるのか、この後のことも含めて、お答えをいただけたらと思うんですが。

町長 担当ということですが、里川委員から何回も出てます。私は行政がどうなのかというよりも、飼っておられる方が責任を持ってもらわないといけなし、たとえ里川議員が見られたら、注意をしないと、絶対直りません。当然行政がいくら言っても、袋を持っておられても、現場見ていたら、そのまま行かれたら、それを見過ごしたら、その人は完全に糞を捨てたという感じを持っていますけれど、そういうマナーというのは守らない限りは、今日本の国がマナーを守らない。そういうことによって治安も悪くなって来ている訳ですから。みんながこれを何とかしなかったら、勇気ある行動を起こさなかったら、このままでずっと、行政や、行政やとばかり言っても、行政は限度があると思います。いくら注意したかて、私どもの環境保全条例も全て精神条例ですから。そうしたら議会から、ある人は罰則しろと。罰則の関係については、罰則したらいかんと。いろいろな議論になっています。罰則かけたら、今度誰が取り締まるのか。町長か、助役か、先頭切ってやるのかということになってきたら、あの人捕まえないで、わし捕まえるとはどういうことやとなってきますから。そこらを改めていかなかったら、日本の国の、いろいろと言われている、教育も、家庭の躾も、今まさにそういう点では混乱が起こってきている訳ですから、悪いことは悪いと注意をしていくことが大事です。交通整理に立ってい

でも、挨拶したら挨拶しますよ。その訓練をしなかったら、出来ないんです。そういう慣例づくりをしていかなかったら、恐らく出来得ないと思います。子どもでも、おはようございますと言ったら、おはようございますと言いますよ。その事を身につけていかなかったら、挨拶は出来ませんよ。必ずそうです。もう少しマナーを考えていかないと、人ごとみたいに犬えろ散歩してはりますねん。何も持ってはりませんねと言っていたら、いくらでも。行政が必ず広報にも、或いは狂犬病の関係でも、必ず注意をし、お願いしますということは言っております。南服部でも犬の糞の看板、何枚貼ってあることか。それでも、知らん顔しておられる方もありますし、三代川のところもかなりおられますよ。そういうことについては、誰かが注意して行かなかったら、なかなか無くならないと思いますし、いくら行政がやったところで、限度があると思います。誰かが通報していただくことによって、それがひとつのきっかけで解決するということになると思います。里川議員がいつもおっしゃっておられるように、犬の糞の公害とか、いろんな関係で、行政がどうすべきかということになりますけれども、私は、いつも一緒に、斑鳩町で全国的に催ししたら、1万人来られたら、必ず、ごみを捨てられる。トイレがない。そういうものについてはどうするかということも、斑鳩町に観光客をもっと誘致しろといいながら、誘致したら、歩く道路がない、田畑が荒らされるというようなことにもなりますから、そこら辺を十二分に考えて、お互いに受け入れ態勢、犬の問題についても、みんながきれいにしていこうという体制づくりをしなかったら、なかなか出来ない。町としても、年2回・・・いろいろやっていただいています。その努力によって、かなり斑鳩町はきれいになっていますし、ということを植え付けていくことが大事だと思います。

里川委員　　今、町長のいろいろな思いを述べていただきましたが、狂犬病の関係で事務の取扱か、医師会の方にお任せをしたというような説明があったような記憶があるものですから、そういう登録の関係の時に何か



うまく犬を飼っておられる方に伝えきれなかったのかなという心配もあります。今町長がいわれるように、たったひとりが注意するとかではなくて、やはり組織的にそういう気運を高めていく。そうしたら、誰がそういう気運を高めるためにイニシアティブを取るのか、環境保全委員さんとか、いろいろいらっしゃると思いますが、その時に行政側が何かいい方法がないかということで、町民の皆さん方も巻き込みながら、うまくそういう気運を高めていくということが、必要なのではないかなと。私は住民参加型というのは今後大いに、町としては努力して行っていただきたい分野と認識しております。その気運を高めるきっかけを作っていただくのが、行政に汗かいてもらわないと難しいのではないかという思いもあるものですから、そういうふうに発言をさせていただいたわけですが、ただ、現実の状態だけ、今どういうふうに犬を飼っておられる方に、啓発をさせていただいているのかというご報告の方は受けたいと思いますので、お願いします。

環境対策  
課長

狂犬病の注射の関係で、お医者さんには注射済み票の交付をお願いしておるということでございます。犬の散歩で何も処理容器を持っておられないというようなお話もございますけれども、本来犬の飼い方、散歩につきましては排便等は家でさせて、散歩だけを外に連れてあるというのが、本来の姿ではないかと思っております。ところが最近では外で排便をさせるという様なことがございますので、今言われているような形になってきておると思うわけでございます。狂犬病の注射するときとかには、必ず、犬の処理容器等につきまして、無料でお渡ししておるという経緯もございますし、環境推進委員さんにおきましても、そういった申し出があれば処理容器を配布するというようなことを、徹底させていただいております。また、看板等、広報等につきましては、町長も言われているように、かなりの数出させていただいております。また、自治会長等からの申し出があれば、看板等の配布はさせていただいております。

委員長        うちの前の清水興産。倒産しましたわね。毎朝見たら、冷蔵庫やら、土置き場というか、放ってあるわけです。今現在の所有者は分かりませんよ。いつ、次の業者かなんか来るのか知りませんが、その間にごみの山になってしまったら困るから、所有者というか、探していただいて、そこへごみを置いていたら、そこでいいのかなというか。私も、しょっちゅう見ていないから、そういうことにならないように、管理の方をやっていただける様をお願いしたいと思います。

町 長        いずれ、清水組、清水興産の関係等については、管財人が入っておられますから、管財人さんに申し入れをさせていただいて、放置されているものを調べさせていただいて、どういう関係の方が放しているのか、管財人に申し入れて、恐らく競売にはなっていないだろうとは思いますが、そういう経過を調べて、また、委員長等に報告させていただきます。

委員長        よろしく申し上げます。他にございせんか。その他についてもこれをもって終わります。

委員長        先程、閉会中の継続調査申出書というものが配布させていただきましたが、朝から配布していたものと差し替えの方をよろしくお願い申し上げます。

委員長        次に、閉会中における当委員会の所管事務調査としてお手元に配布しております先進地視察計画書のとおり実施することにご異議ございせんか。

( 異議なし )

委員長        異議なしと認めます。質問等ございましたら、前もって事務局に提出よろしくお願ひいたします。

議長におかれましては、先進地視察計画書のとおり、手続きをとっていただけるようお取りはからいをお願いいたします。

委員長

これをもって本日の案件についてはすべて終了いたしました。  
なお、本日の会議の委員会報告のまとめについては、正副委員長にご一任いただきたいがご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長

ありがとうございます。  
それでは、閉会にあたり町長の挨拶をお受けします。

( 町長挨拶 )

委員長

これをもって閉会いたします。

(午前10時54分 閉会)